

無事故無違反挑戦(トライ・ザ・セーフティ in ひろしま)参加実施要領

令和8年3月26日制定
公益社団法人広島県トラック協会

1. 目的

各会員の運転者をグループ化し、トライ・ザ・セーフティ in ひろしま実行委員会(以下「実行委員会」という。)が主催するトライ・ザ・セーフティに参加させ、グループ全員が協力しながら150日を無事故・無違反となるよう安全運転に努めることにより、安全意識の高揚と交通事故の撲滅に寄与する。

2. 対象

公益社団法人広島県トラック協会会員事業者の従業員を構成員としたチームで1チームにつき5名

3. 費用の助成

- (1) 会員事業者が参加する1チーム当りの参加費 5,000 円を本部が直接実行委員会に支払うものとする。
- (2) 参加費の全額助成を行う場合は、当該年度の会費を納入している車両台数を5で除した数値(端数切上げ)をチーム数の上限とする。
- (3) 会員事業所ごとの上限のチーム数を超えた場合は、その超えたチームへの本部からの助成額は、参加費の5分の2とする。

4. 交付の手続

- (1) 実行委員会主催のトライ・ザ・セーフティに参加するため助成を受けたい会員事業者は所属支部に対し、実行委員会所定の「参加申込書」を(参加負担金が必要となるチームは3,000円/チームを添えて)提出するものとする。
- (2) 各支部は、参加負担金の総額で参加できるチーム数分(端数切捨て)の参加申込書を「支部申込分チーム」、その他の参加申込書を「本部申込分チーム」として区分する。
- (3) 各支部は、会員からの参加申込書を会員の所在地を所管する地区交通安全協会(以下「地区安全協会」という。)ごとに、本部申込分チームと支部申込分チームの一覧表を作成し、本部に送付するものとする。
- (4) 本部は、各支部から提出された地区安全協会別の参加申込書一覧表ごとに、参加経費を実行委員会に振込み、その「払込金受領証」(写)を関係支部に送付する。
- (5) 各支部は、会員から提出された「参加申込書」及び、「申込一覧表」と本部から

送付された「払込金受領証」(写)を、地区安全協会へ提出するものとする。

5. 支部への申込期限
令和8年6月15日

6. 実施時期
実行委員会の定めによる。

7. その他
令和8年12月5日時点で運転免許取得1年に満たない方は、150日間無事故・無違反であってもSDカードは対象外です。

なお、申込書は最寄りの各地区交通安全協会窓口でお受け取りになるか、公益社団法人広島県交通安全協会ホームページに掲載されています。

また、会員が直接実行委員会への払込をした場合は助成できません。

トライ・ザ・セーフティへの参加の手続

